

# 古文書から見た高松浦の今昔

林 寅 喜

(会員・佐伯市中の島町)

大入島の北端に位置し、内海に面した入江に高松浦という集落がある。藩政時代には半農半漁の小々な村であったようだ。平成九年三月現在、四十一世帯に百十四人が生活している。

ところで、今から二百六十五年前の享保十八年(一七三三)、時の庄屋吉川弥太右衛門が代官所に差し出したという、『村指出明細帳』のコピーを入手した。この内容を調べて見ると、高松浦の昔が手に取るように分かる。差し詰め市勢要覧の地域版とでも言うべきか。そこでこの古文書に記載された内容と、現在とどこが違うか。主なものを挙げて比較対照しながら、昔を振り返って見ることにした。

(註) 明細帳は高松浦に限らず、各村浦共藩の指示により提出していたと考えられる。

## (一) 農地面積と生産高

明細帳には六十七石八斗三升四合八才の村高(標準収穫高のトータルへうち六升三合三勺三才の高引ありと記載)と、十町三反二畝八歩の農地(別表)があったと記されており、この面積は宝永三年(一七〇六)の検地によったとしている。しかもうち八反八畝一歩は田圃で、その半数の四反一畝五歩については、反当石盛り(標準収穫高)が藩内でも三番目に高かったとされる一石四斗である。つまりそれだけ地味のよい良田があったということであろうか。

明細帳には、『当浦土地真土どや砂地にて御座候』と記されている。(註)どやは『どや土』のこと

そこで同浦に住まいする柴田豊氏を訪ねて、田のあった場所と、庵や神社などの信仰施設を案内して貰った。

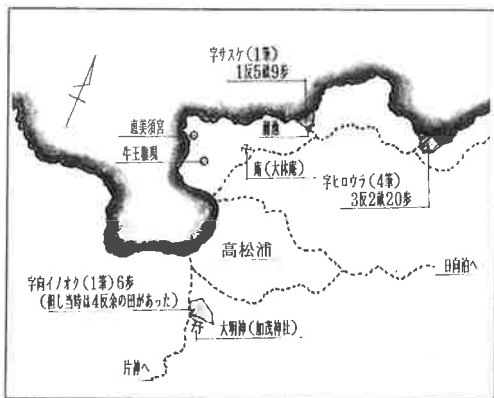
柴田氏の説明では、稲作は戦後も続いていたということから、より正確な資料を得たいと考え、明治五年(一八七二)から一般に交付され、二十二年(一八八九)三月まで通用した地券(土地の所有を認め税額を記載した証書)に替わって整備された、古い地籍台帳を調べた。その結果は別図の通りである。

但し、字向イノ

オクには、一筆六歩の該当地しか見当たらなかった。

したがって、残り三反九畝余歩の土地は、地籍台帳が整備された二十二年度までの間に、地目変換されていたものと思う。柴田氏によれば、一帯を「田替え地」と呼んでいるという。

ところで、現在高松浦にある耕地面積は享保年代の約二八％に過ぎない。その内訳は  
農地面積（平成七年調べ）



- ・田
  - ・畑
  - ・果樹園（みかん）
- 計
- 二町八反五畝  
二町九反二畝
- 七畝  
である。

江戸時代における藩財政の主な収入源は、米の物納を第一義としていた。そこで米の生産向上のために、藩内の隅々まで農地を開き井手を築かせ、稲作を奨励した。

この時より百五年も後の天保九年（一八三八）の通達でも、田畑を潰して家を建てることを禁じ、日照を妨げる家でさえ、山鼻など支障のない所へ順次移転するよう指図している。こうした厳しい藩政の執行により、高松浦のような極めて水利に乏しい村浦まで、田地として開墾させられていたのだろうか。

明細帳には溜め池もあつたと記されているが、用水確保のためには不可欠の施設である。なお、ヒロウラの三反二畝歩は、柴田氏によって続けられていたが、昭和四十五年から始まった減反政策により、みかん園に切り変えられ、今も残るコンクリート造の畦畔や、灌水施設に稲作の跡を偲ぶことができる。

## (二)人口動態

明細帳には『家数二十軒人数百三十九人、うち男六十九人女七十人、年々増減御座候』と記されている。これは戸数は現在の半分しかないが、人口は二十五人も多い。

したがって、一戸当たりの構成人員を見ると、今の二・八人に対し六・九人と倍以上である。享保以降の人口動態は次表の通り。

| 年号   | 西暦   | 戸数 | 人口     | 一戸当り | 摘要 |
|------|------|----|--------|------|----|
| 文化七  | 一八一〇 | 五六 | 三二五・六  |      |    |
| 明治四一 | 一九〇八 | 九六 | 不明     |      |    |
| 昭和三九 | 一九六一 | 五六 | 二八〇・五  |      |    |
| 平成九  | 一九九七 | 四一 | 一一四二・八 |      |    |

こうして見ると、明治から大正にかけてがピークで、昭和に入つて序々に減少し始め、現在に至つたものと推察される。

### (三)保有船数

漁村にとつて必要不可欠である漁船と、漁網の保有数については罎網舟四艘・小引倒網舟五艘・鯔網舟四艘・手舟十四艘・御役目舟が一艘・廻船十反帆が一艘・小舟二十六艘で合わせて五十五艘、これも『年々増減御座候』と記されている。

上記のうち御役目舟とあるのは藩の役人送迎と、村の公用のために備えた専用舟と思われ、廻船十反帆とは沿海航路の地廻り船と考えられるが、十七世紀前半のこの時代、その型式は低反数型と推定されるので、十反帆ではおよそ二百石積み（和船の石数一石＝四十貫へ一四四艀）であった）である。この乗り組みは五人程度であったから、男人口の割り合いから見て、常時航海していたのではないか、これと比べて現在の保有船数は半分以下である。

### 保有漁船数（平成七年調）

- ・三ト未満 十三艘
- ・三ト～五ト 四艘
- ・五ト～一〇ト 四艘
- 計 二十一艘

### (四)運上銀

さきに藩政の主な収入源は米の物納を第一義とすると書いたが、これだけで藩財政を維持することは到底不可能であった。そこで外のあらゆるものを税の対象とした。運上銀もその一つである。これは商工運漕業などに課せ

られた営業上の税金であったから、舟を持ち網を引く漁村では、当然ながら対象となった。記録によれば、

|          |      |   |      |     |    |
|----------|------|---|------|-----|----|
| ・鯛網      | 一帖に付 | 銀 | 五百目  | 保有数 | 一帖 |
| ・小引倒網    | 〃    | 〃 | 二百目  | 〃   | 二帖 |
| ・片手網     | 〃    | 〃 | 六十五匁 | 〃   | 一帖 |
| ・かせ網     | 〃    | 〃 | 十匁   | 〃   | 一帖 |
| ・小船      | 一艘に付 | 〃 | 二匁   | 〃   | 〃  |
| ・廻船(十反帆) | 〃    | 〃 | 二十目  | 〃   | 〃  |
| ・船大工     | 一人に付 | 〃 | 二十日  | 〃   | 〃  |

(与四兵衛という船大工が一人いたと書いてある)  
となつてゐる。

享保十八年は前年に発生した蝗いせの害によつて、西日本は未曾有の凶作に見舞われ、大坂では米価が一石当たり銀百目以上に急騰した(平年時では五十目前後)時代でもある。したがつて、これ等物価と比較しても運上銀は漁民にとつて、高率な税負担であつたと考えられる。左は現在の漁網保有数である。

|      |    |       |    |
|------|----|-------|----|
| ・船曳網 | 二統 | ・一本釣り | 五艘 |
| ・さし網 | 三統 | ・磯突き  | 三艘 |

(平成七年調)

(五)神仏信仰施設

古くから信仰の対象として守り継がれてきた庵、大明神・牛王権現・恵美須宮など、建物の規模や敷地の広さまで克明に記されているが、何れも変わることなく現存している。中でも

(1)庵(大休庵)は平成六年に改築されたが、本堂は当時(三坪)と比べて大分広い。それは現代・将来共に無住であるとの観点から、庫裏は不用と考へてその分本堂を広く取り、湯沸かし部屋を合わせた設計である。



大休庵本尊聖観音



加茂神社

残された棟札には、慶應二年（一八六六）高謙公の御代に改築したと書いてあるから、百二十八年後の改築である。

明細帳には、『本尊正（聖）観音年数五十年余、作ハ知不申候』と記されている。それは坐像正観音であるが、当時のものとするれば、天和・貞享時代の作品である。

(2)大明神宮とは加茂神社のことで、片神浦からトンネルを抜けた右側に鎮座する。境内地は今も変わることなく、社も当時の儘の大きさである。ここも平成年五月に改築したと言うが、風月・花鳥など画いた、板絵で張りあげた格天井には目を眩なる。

#### (六)農作業と作間の稼ぎ

文書には当時牛の飼育数が五頭であったと記されているが、十町一反七畝余部の農地面積から考えると、些か少ないような気がしないでもない。何故ならば昔は農地面積の多少によらず、堆肥を作るためこの家でも飼育していた。しかし高松浦の場合、稲作のみに限って考えれば、五頭程度で充分であったかも知れない。それは地形上畑は山の斜面を開いた段々畑で、人力以外に耕作方法はなく、牛は専ら稲作のために飼育されていたのではない。柴田氏によれば昭和三十年代に入って、耕運機が普及し始めた頃、佐伯で最初に求めたのは自分で、それまでは牛を飼っていたという。

また、苗代の耨おろし等についても、一反当たり一斗二・三升が適当であると、三月中旬水に浸かし置き、四月上

旬時種して五月に入つて田植えにかかり、五日位で終わるから、『御検見旬(は)八月彼岸過頃時分能御座候』と記されている。彼岸過ぎは刈り入れにはまだ早過ぎるが、藩は石盛りの歩合を決めるため、三年に一度の割り合いで検見(立毛調査)をしていた。彼岸を過ぎれば作柄も確認できるから、検見の時分も良いということであろうか。

作間には漁に出たが、大半は小漁で磯物など採りながら、暮らしの足しにしていたようである。

#### (七)その他

庄屋・地目付・皆合(庄屋付きの書き役)の給米・給銀に至るまで三者二様に詳述し、隣村日向泊浦と片神浦との境界からその距離、高札の数や井手・川除普請場の有無、橋や市場・酒屋から鉄砲の保有数に至るまで、こゝと細かに書いてある。

#### 【附記】

『年貢米の取り立ては厳しかった』とは知っていたものの、この古文書を読んで見ると基準高ではあるが、確かに細かい数字まで記載しているから、年貢高も当然そのようになる。ところで、升・合・勺までなら凡そ見当はつくが、才さいは一体どの位の量か実際に計算して見ると、玄米一俵四斗入りが六〇錢であるから、一勺は四十分の一で一五錢、一才は四十分の一で一・五錢である。これを体積に直すと、はてどの位になるか、よくもまあここまで計算したものだと感じさせられるが、考えて見るとこれは現在の消費税のように、一円も負けてはくれぬ、無駄のない税の取り立てではなかつたらうか、裏を返せばビタ一文とて許さぬといった、政治の圧力であつたかも知れない。

村高と農地面積内訳

| 計       | 下々       | 下        | 中      | 上      | 村高     |      |
|---------|----------|----------|--------|--------|--------|------|
|         |          |          |        |        | 石盛     | 反当   |
|         | 八        | 一・〇      | 一・二    | 一・四    | 石斗     | 石盛   |
| 一〇八三六六七 | 四四二六八    | 一六四六六六   | 二九八四〇〇 | 五七六三三三 | 石斗升合勺才 | 田高   |
|         | 五        | 七        | 九      | 一・一    | 石斗     | 石盛   |
| 四三三七一〇五 | 二二二九七三三六 | 二一五三一六〇四 | 二四六〇〇〇 | 二六二一六五 | 石斗升合勺才 | 畑高   |
|         | 三        |          |        |        | 石斗     | 石盛   |
| 三三三九三〇〇 | 三三三九三〇〇  |          |        |        | 石斗升合勺才 | 山下畑高 |
|         | 一・〇      |          |        |        | 石斗     | 石盛   |
| 一〇一七〇〇三 | 一〇一七〇〇三  |          |        |        | 石斗升合勺才 | 屋敷畑高 |
|         |          |          |        |        |        | 摘要   |

| 計      | 屋敷畑                                     | 山下畑   | 畑     | 田            | 田知別面積        |    |    |
|--------|---|-------|-------|--------------|--------------|----|----|
|        |   |       |       |              | 上            | 中  |    |
|        |   |       | 二三三五  | 町反畝歩<br>四一〇五 | 町反畝歩<br>二四二六 | 上  |    |
|        |   |       | 二七一〇  | 町反畝歩<br>二四二六 | 町反畝歩<br>一六二四 | 中  |    |
|        |   |       | 二二八二四 | 町反畝歩<br>一六二四 | 町反畝歩<br>五一六  | 下  |    |
|        |   |       | 四五九一四 | 町反畝歩<br>五一六  |              | 下々 |    |
| 一〇三三〇八 | 一〇二二二                                   | 一一三〇三 | 七二九一三 | 町反畝歩<br>八八〇一 |              | 計  |    |
|        | 菜園を含む宅地と考えられるが、一軒当たりにして約百五十三坪とやや広い気がする。 |       |       |              |              |    | 摘要 |
|        | 山裾の日当り悪き土地か                             |       |       |              |              |    |    |
|        | (格付け反別に注意されたい)                          |       |       |              |              |    |    |